

平成22年第4回笠間市教育委員会定例会会議録

1. 招集日時 平成22年4月27日（火） 午後4時00分開議
2. 招集場所 笠間市立友部公民館 2階 討議室
3. 出席者 教育委員 5名（欠席委員 なし）
事務局 14名
4. 提出された議題（議事） 別紙のとおり
5. 会議の概要
 - (1) 委員長 午後4時00分開会を宣す。
 - (2) 事務局 別紙により教育長事務報告をする。
委員長 事務報告についての質疑を問う。
委員 幼児施設設置協議会について、県のほうで認可をするとありましたが、結論としてどのようになったのでしょうか。
教育長 認可については茨城県にあるのですが、県に提出する書類の中に市の意見をつけることになっており、その意見をまとめるのが設置協議会となっています。その中で笠間市においては、施設を必要としないという意見を県に提出しております。
 - (3) 委員長 報告第2号 専決処分の承認を求めることについてを上程し、事務局の説明を求める。
事務局 原案に基づいて説明をする。
委員長 質疑を問う。
委員長 全員異議なし、異議なしの声により全員に再確認し、原案どおり可決する。
委員長 議案第17号 笠間市立学校医の委嘱についてを上程し、事務局の説明を求める。
事務局 原案に基づいて説明をする。
委員長 質疑を問う。
委員長 全員異議なし、異議なしの声により全員に再確認し、原案どおり可決する。
委員長 議案第18号 笠間市障害児就学指導委員会委員の委嘱についてを上程し、事務局の説明を求める。

事務局 原案に基づいて説明をする。

委員長 質疑を問う。

委員長 全員異議なし，異議なしの声により全員に再確認し，原案どおり可決する。

委員長 議案第19号 笠間市社会教育委員並びに公民館運営審議会委員の委嘱についてを上程し，事務局の説明を求める。

事務局 原案に基づいて説明をする。

委員長 質疑を問う。

委員 社会教育関係の市民講師というのはどういう講師なのでしょうか。

事務局 公民館で講座をしている講師のことです。笠間地区・友部地区・岩間地区から委員が4名選ばれ，配置されています。

委員 依頼があれば小学校や中学校の講義なども担当されるのでしょうか。

教育長 この組織は公民館の活動や運営などの審議をするためのものですが，講師本人に学校からの要請があり，本人の承諾があれば講義をすることはできます。

委員長 全員異議なし，異議なしの声により全員に再確認し，原案どおり可決する。

委員長 議案第20号 笠間市文化財保護審議会委員の委嘱についてを上程し，事務局の説明を求める。

事務局 原案に基づいて説明をする。

委員長 質疑を問う。

委員 宍戸小学校の隣にある郷土資料館についてかなり狭くなっているが，増築をすることはあるのでしょうか。

事務局 増築の予定はありませんが，岩間地区の郷土資料館を利用して対応しております。

委員長 全員異議なし，異議なしの声により全員に再確認し，原案どおり可決する。

委員長 議案第21号 笠間市体育指導委員の委嘱についてを上程し，事務局の説明を求める。

事務局 原案に基づいて説明をする。

委員長 質疑を問う。

委員長 全員異議なし，異議なしの声により全員に再確認し，原案どおり可決する。

委員長 議案第22号 社会教育主事の資格認定要項についてを上程し，事務局の説明を求める。

事務局 原案に基づいて説明をする。

委員長 質疑を問う。

委員長 全員異議なし、異議なしの声により全員に再確認し、原案どおり可決する。

(4) その他 ①国の学力調査について

(5) 委員長 午後5時00分閉会を宣す。

6. 議決事項

報告第2号	専決処分の承認を求めることについて	承認
議案第17号	笠間市立学校医の委嘱について	可決
議案第18号	笠間市障害児就学指導委員会委員の委嘱について	可決
議案第19号	笠間市社会教育委員並びに公民館運営審議会委員の委嘱について	可決
議案第20号	笠間市文化財保護審議会委員の委嘱について	可決
議案第21号	笠間市体育指導委員の委嘱について	可決
議案第22号	社会教育主事の資格認定要項について	可決